

介護を社会で支えあっています

1 介護保険制度について

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定された時、費用の一部（原則10%）を支払って、介護サービスを利用する制度です。

◎要介護の認定が必要です。

介護サービスを利用するときは、要介護状態または要支援状態の認定を受けるために、町に要介護認定の申請を行う必要があります。（40歳から64歳までの方は、脳血管疾患など20の特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方以外は、対象となりません。）

2 介護保険料について

それぞれの区分に応じて保険料が算定されます。



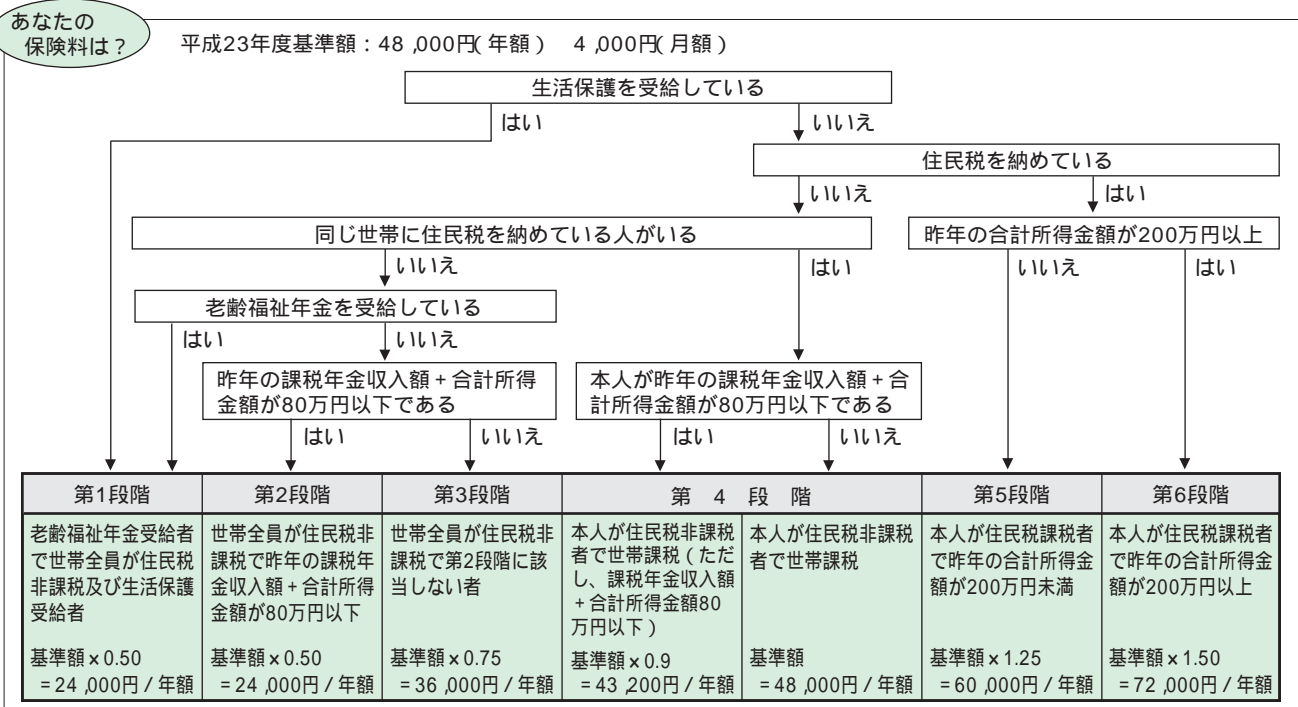
◎40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

所得によって異なり、加入している医療保険料と合わせて納めていただきます。

区 分	保 険 料 の 決 め 方	保 険 料 の 納 め 方	納 期
国民健康保険に加入している方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。 介護保険料(限度額10万円)=所得割+均等割 詳しくは、町民課税係 ☎ 2112 へ	町から送付する納付書で医療保険分とあわせて世帯主が納めます。	4月～1月(10期)
職場の医療保険に加入している方	介護保険料=給与および賞与×介護保険料率	医療保険分とあわせて給与および賞与から差し引かれます。	毎月(12回)

◎65歳以上の方（第1号被保険者）

介護保険は3年ごとに保険料の見直しをおこなっています。保険料の額は、3年間（平成21年度～平成23年度）に提供される介護サービスの費用の見込に基づき、保険給付に要する費用の約20%を65歳以上の方の人数で割り返した額を保険料基準額（年額）としています。



保 険 料 の 納 め 方	納 期
年金額の年額が18万円以上の方：年金から天引き(特別徴収)	偶数月(年6回)
年金額の年額が18万円未満の方：町から送付する納付書で納めます(普通徴収)	4月～1月(10期)

合計所得金額...収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。